

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 2 月 7 日

案件名	プラスチック一括回収への対応について						
所 管	環境経済	局 区	部	資源循環推進	課	担当者	内線

事案概要

令和4年4月1日施行「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村においては「プラ製品の分別収集・再商品化」が義務化された。
 令和6年度に実施したモデル事業の結果等を踏まえ、プラスチックの分別、回収、再商品化方法(プラスチック一括回収)及び開始時期について諮るもの。

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	・プラスチック一括回収を令和8年10月より市内全域で実施することについて
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会の実現に向けた市民一人一人の意識改革及び行動変容を促進 「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減」に貢献 資源物の高品質化 					
	効果測定指標					施策番号	35
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
	事業効果 年度目標			683t 製品プラ 焼却削減 1,891t CO2削減効果	1,365t 製品プラ 焼却削減 3,781t CO2削減	1,365t 製品プラ 焼却削減 3,781t CO2削減	1,365t 製品プラ 焼却削減 3,781t CO2削減

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施 内容		庁内調整					
			予算 査定				
			事業実施について 市民周知				
				事業実施			

○事業経費・財源 (千円)									
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
事業費(費)				287,149	574,297	574,297	574,297	574,297	
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他				69,201	138,401	138,401	138,401	138,401	
一般財源		0	0	217,948	435,896	435,896	435,896	435,896	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源抛出現額		0	0	217,948	435,896	435,896	435,896	435,896	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養 (事業の税收効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)									
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実施に係る人工	A			1					
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	1	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
	○	○	○	○					
日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供		なし	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等	調整内容・結果								
関係課長打合せ会議※1	庁議の方向性について調整済								
関係課長打合せ会議※2	庁議内容の確認及び資料等について調整済								
関係課長打合せ会議※3	庁議内容の確認及び資料等について調整済								
地域経済政策課	庁議内容の確認及び資料等について調整済								
政策課	庁議内容の確認及び資料等について調整済								
財政課	庁議内容の確認及び資料等について調整済								
備考	※1 政策課、人事給与課、財政課、地域経済政策課、廃棄物政策課、廃棄物指導課、清掃施設課								
	※2 政策課、経営管理課、シティプロモーション課、総務法制課、人事給与課、地域経済政策課、ゼロカーボン推進課、廃棄物政策課、廃棄物指導課、清掃施設課、南清掃工場、北清掃工場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、津久井CC								
	※3 政策課、経営管理課、シティプロモーション課、総務法制課、地域経済政策課、ゼロカーボン推進課、廃棄物政策課、廃棄物指導課、清掃施設課、南清掃工場、北清掃工場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、津久井CC								

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(1/22)

○(総務法制課長)実施時のCO2削減量について、資料上、年度ごとの削減目標の45%に相当する削減が可能というように見えてしまうため、資料を修正いただきたい。
→(資源循環推進課長)承知した。

○(総務法制課長)ペール化されたプラスチックの活用方法は。
→(資源循環推進課長)通常のプラスチック製品として再製品化されると想定している。

○(総務法制課長)法律による義務化、2050年カーボンゼロ等から、市の姿勢として実施すべきものとする。
○(人事・給与課長)循環型社会形成推進交付金の要件化について、事業実施しないと今後南清掃工場を建て替える際に当該交付金が交付されなくなるという事か。
→(資源循環推進課長)その通りである。
→(地域経済政策課長)自治体ごとに地域計画期間は異なっており、現行の計画期間中は影響を受けない。次期計画期間は令和8年から12年であり、事業を実施しない際は、時期計画期間での当該交付金の交付がなくなるという事である。

○(人事・給与課長)歳入に拠出金という記載があるが、事業費は当該特定財源も含めた総額で記載することが一般的であるため、資料を修正いただきたい。

○(人事・給与課長)スケジュールにおいて、事業者が設備整備をする期間が示してあるが、どのような事業者を想定しているのか、また、今回の意思決定に基づき開始するという事か。
→(資源循環推進課長)事業者はプラスチックの中間処理を事業とする2社を想定している。事業実施となると、現状よりも硬いプラスチックに対応する設備が必要となるため、今回の意思決定に基づき、体制を整えていただきたいと考えている。

○(人事・給与課長)事業者は、本格実施後に市から事業を受託する際に、整備費を含めた積算により請け負う想定という事か。
→(資源循環推進課長)その想定である。

○(経営監理課長)収集日が増えることによる自治会の負担増についての考え方は。
→(資源循環推進課長)自治会に負担感があるのは事実であるが、分別回収の実現という点で理解は得られるものと考えている。

○(経営監理課長)市民への周知期間と、事業者の準備期間が必要と考えるが、意思決定から1年半での本格実施となっているが、十分な期間か。
→(資源循環推進課長)他市の事例も参考に十分な期間として設定した。

○(経営監理課長)事業者の設備整備に対する国庫補助は無いのか。
→(資源循環推進課長)無いことを確認している。

○(経営監理課長)再商品化の費用は市が負担するのか。
→(資源循環推進課長)法では市が負担することとなっている。なお、ペットボトルの再商品化については、生産者が特定されるため市の負担はない。プラスチックについても市が負担することとならないよう国に要望している。

○(経営監理課長)集積場所に持ち込まれないようにする取組は想定しているか。
→(資源循環推進課長)4Rの取組として、プラスチック製品の使用自体を抑制する啓発もさらに強化していく必要があると考えている。事業者は、なるべくリサイクルされるようなプラスチック製品の製造を心がけるよう法に示されている。

○(経営監理課長)事業を実施することによって将来的にプラスチックごみが減らせるという取組にする必要があると考える。

○(財政課長)なぜこのタイミングなのか。令和13年度までに対応すれば交付金に影響はないという中で、令和8年度から実施する理由は何か。
→(資源循環推進課長)ごみの減量化や、プラスチックの分別のためなるべく早く対応する必要があるという考えである。
→(地域経済政策課長)加えて、地球温暖化対策として市が積極的に実施するという姿勢を示すためである。

○(財政課長)「日本容器包装リサイクル協会」に再商品化を委託するルートが確立している中で、他の政令市に遅れをとることで、引き取りを断られ、拠出金の受け取りができなくなるという危惧もあるのか。令和13年度から開始すれば足りる中、開始時期を前倒しする理由として確認した。
→(資源循環推進課長)開始時期を前倒しする理由を整理する。

○(総務法制課長)令和8年度予算が確定するのは、令和7年度の後半となる。スケジュール上、予算確定前に報道発表することについて、疑義はないものか確認したい。
→(政策課長)事業実施の発表自体は予算確定後だが、事業実施を検討しているという案内であれば問題ないと考える。

○(資源循環推進課長)他都市が事業実施する際も同様のタイミングで発表している。
→(経営監理課長)自治会の予算や役割分担も考えると、一定の周知期間を要すると考える。

○(政策課長)「予算成立をもって」という但し書きを入れて発表という手法もある。

○(政策課長)拠点回収の場合のシミュレーションは実施したか。
→(資源循環推進課長)拠点回収の場合には交付金の対象外になると確認できている。

○(政策課長)交付金の対象とならなくても、一般財源で比較すると前倒しによる増額分と同規模になり、結果的に事業費が有利になる可能性もあるのではないかと。
→(地域経済政策課長)拠点回収の場合は、事業費がほぼかからない想定ではある。ただし、拠点回収ではプラスチックの回収量があまり期待できないことが懸念点としてある。

○(政策課長)ペットボトルとプラスチックの回収日を同一日とした場合の想定は。
→(資源循環推進課長)回収日を別日とした場合と比較し、1億7千万円低額となる想定だが、集積所のキャパシティを超えることや、分別状況の悪化の懸念がある。

<<原案のとおり上部会議に付議する。
ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>>

プラスチック一括回収への対応について



**プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル**



環境経済局 資源循環推進課

目次

1 背景

- (1) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行
- (2) 市の温暖化対策

2 プラスチック資源循環法の概要

- (1) 事業者と市町村の責務
- (2) 分別収集・再商品化方法
- (3) 費用等について

3 モデル事業

- (1) 概要
- (2) 結果

4 本格実施について

- (1) 分別基準
- (2) 排出方法
- (3) 再商品化ルート
- (4) 事業に係る経費
- (5) 事業開始

5 その他（周知方法等）

1 背景

(1) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和4年4月1日「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」）が施行された。



(2) 市の温暖化対策

- ・令和2年（2020年）9月、『さがみはら気候非常事態宣言』（政令市初）において、2050年CO2排出量実質ゼロを目指すことを表明している。
- ・令和5年（2023年）11月、『第2次相模原市地球温暖化対策計画（改訂版）～さがみはら脱炭素ロードマップ2050～』を作成し、目標達成のため市民、事業者の意識改革と行動変容と合わせ、市の率先行動を定めている。



2 プラスチック資源循環法の概要

(1) 事業者と市町村の責務

多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講ずるもの。

1 製造事業者等

プラスチック使用製品（プラ製品）の設計指針と認定制度



4 排出事業者

排出の抑制・再資源化等



2 小売・サービス事業者等

特定プラ製品の使用の合理化



3 製造・販売事業者等

自主回収・再資源化



5 市町村（プラスチック資源循環法第6条）

プラ製品の分別収集・再商品化（努力義務）

「一般ごみ」で収集し、焼却処理しているプラ製品を「資源」として収集し、再商品化を行うこと

(2) 分別収集・再商品化方法 →方法は市町村ごとに決定する

【分別基準】

- ・素材等：「全てプラ素材でできているもの」 or 「大部分がプラ素材でできているもの」 or 「指定した品目」
- ・大きさ：「長辺が50cm未満」 or 「長辺が30cm未満」

【排出方法】

- ・袋：プラスチック製容器包装（プラ製容器包装）と「同じ袋」で排出 or 「別袋」で排出
- ・場所：「ステーション回収（ごみ・資源集積場所）」 or 「拠点回収」

【再商品化】

- ・「容リ協ルート（容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法）」
日本容器包装リサイクル協会に委託して、「製品プラスチック（製品プラ）」を再商品化
※現行、「プラ製容器包装」及び「ペットボトル」は当該ルートにより再商品化
- ・「大臣認定ルート（再商品化計画の認定を受ける方法）」
市町村が独自に再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受ける

(3) 費用等について

ア 費用負担

事業実施後の費用（収集運搬、中間処理、再商品化）は全額市の負担である。

※特別交付税措置あり。

$$\frac{84,000 \times \text{収集した製品プラスチック量} + 63,000 \times \text{再商品化事業者に引渡した製品プラスチック量}}{2}$$

2

イ 循環型社会形成推進交付金の要件化について

「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること、もしくは地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと」が交付要件として追加された。

本市の場合、次期地域計画期間は、令和8年から12年であることから、引き続き当該交付を受けるためには、令和13年度末までにプラスチック資源循環法対応することが必要となる。

現行の地域計画（令和3年～令和7年）に基づき実施する事業は、経過措置が適用され、交付対象となる。

次期計画で策定予定事業（南清掃工場基幹的設備改良工事に伴う交付金約25億円等）は、令和13年度末までに対応しなければ交付されない。

3 モデル事業

(1) 概要

プラスチック資源循環法の趣旨に則り、現在、分別収集・再商品化を行っている「プラ製容器包装」及び「ペットボトル」に加え、「製品プラ」について収集等を行い、本市での具体的な実施方法を検討した。

- 対象：集合住宅（マンション4棟）
- 規模：約1,100世帯
- 実施期間：令和6年6月～7月
- 実施方法：基準は「50cm未満」「30cm未満」、「プラ製容器包装」と同一の袋にて回収
- 目的：ア 新たに排出される「製品プラ」量と組成の実態把握
 中間処理施設における設備整備（機械増設等）の必要性
 イ 分別基準及び方法の検討
 市民にわかりやすい分別基準や方法

【モデル事業チラシ抜粋】

現状

容器包装プラスチック
菓子袋や白色トレイ等
プラマークが目印
→「容器包装プラ」の日 **木曜日**

製品プラスチック
プラスチックでできている製品
スプーン、コップ、定規等
→「一般ごみ」の日 **水曜日**

「ペットボトル」は
現状通り別袋で排出を
お願いします

モデル事業

プラスチック

容器包装プラスチック
菓子袋や白色トレイ等
プラマークが目印

製品プラスチック
プラスチックでできている製品
スプーン、コップ、定規等

→「容器包装プラ」の日 **木曜日**

①まとめて同じ袋に入れて排出
同じ袋に入れる「製品プラスチック」は
・全てプラスチック素材でできているもの
・長辺が50cm未満
▶詳細は裏面「製品プラスチック
として排出してよいもの」を
ご確認ください

製品プラスチックとして排出してよいもの

- 全てプラスチック素材のもの
- 長辺が50cm未満

例えばこんなもの・・・

文房具等
収納用品等
屋外用品等
風呂・洗面用具
台所用品

50cmって？
足2足分
A4用紙縦+横

プラスチック部品以外を
取り外せばOK

中身やグリップ
ゴム等を分解す
ればOK

ネジやバネ等
を取り外せば
OK

ボールペン
おもちゃ

3 モデル事業

(2) 結果

項目		50 cm未満		30 cm未満	
世帯数		557世帯		561世帯	
↙		量	割合	量	割合
全体		1,430kg	100%	1310kg	100%
基準内	① プラ製容器包装	1,174.29kg	82.12%	1145.71kg	87.46%
	② 製品プラスチック	98.48 kg	6.89%	51.69 kg	3.95%
基準外	③ 製品プラスチックベール化 難しいと思われるもの	4.97kg	0.35%	0.63kg	0.05%
	④ 製品プラスチック厚さ5mmを 超えているもの	12.70kg	0.89%	5.58kg	0.43%
	⑤ 製品プラスチック 30.50 cmを 超えているもの	18.15kg	1.27%	30.73kg	2.35%
	⑥ 製品プラスチック一部プラスチック 以外の素材が含まれているもの	33.72kg	2.36%	6.69kg	0.51%
	⑦ ペットボトル	23.94kg	1.67%	16.15kg	1.23%
	⑧ その他	62.30kg	4.36%	51.32kg	3.92%
	⑨ 禁忌品	1.45kg	0.1%	1.49kg	0.11%

50 cm未満 (「ハンガー」「クリアファイル」等が多い)



一部プラスチック以外の素材が含まれているもの



30 cm未満 (「ジップロック」「スプーン」等が多い)



禁忌品



- ・ **50 cm未満**とした方がハンガー等の「製品プラ」が**より多く排出**された。(50cm未満6.89%、30cm未満3.95%)
- ・ 「プラ製容器包装」と「製品プラ」を同一のベール(圧縮・梱包)にすることができ、**既存ルートである容リ協ルート**での処理が可能と判断できた。
- ・ アンケートにて、分別基準が30cm未満より**50cm未満**としたの方がわかりやすいという結果だった。
- ・ アンケートにて、「**製品プラ**」の資源化について**約80%が「必要」**と回答があった。

【事業者意見】

市内全域での本格実施に伴い、処理量が増加し、選別作業が困難になる等の影響から以下のような意見があった。

- ① 「製品プラ+プラ製容器包装」と「ペットボトル」の混在を避けるため、**排出曜日を分ける必要**がある。
- ② 製品プラの分別基準を「**全てプラ素材**でできているもの」とすることで選別作業を効率化できる。
- ③ 処理量の増加を見込んだ上で、製品プラを含め中間処理を行うためには、**設備の整備が必要**である。

4 本格実施について

【考慮すべき前提条件（モデル結果より）】

- ① より多くの製品プラを回収する
→プラスチック資源循環法の趣旨、脱炭素社会の実現、市の姿勢
- ② 市民の生活環境を守る
→ごみ資源集積場所キャパオーバーの防止、資源物を安定的に引渡す
- ③ 市民サービスの低下をさせない
- ④ 事業全体の効率化を図る
→わかりやすい分別基準及び排出方法、安定的な中間処理業務の実施

(1) 分別基準 考慮した前提条件→①②③④

●製品プラ：「全てプラスチック素材でできているもの」かつ「50cm未満」

- ・市民の分別のし易さ及び中間処理における選別作業の効率性から、全てプラスチック素材でできているものとする。

- ・より多くの「製品プラ」の資源化が図れること及び大きさによる分別基準の分かり易さ（右図）から、**50cm未満**とする。

【50cmの場合】

【30cmの場合】

排出区分		区分の数	排出区分		区分の数
50cm以上	→粗大ごみ	2区分	50cm以上	→粗大ごみ	3区分
50cm未満	→製品プラ		30cm以上50cm未満	→一般ごみ	
			30cm未満	→製品プラ	

- プラ製容器包装：変更なし（の付いたもの。よごれたものの排出方法の周知徹底強化も図る。）

- ペットボトル：変更なし（の付いたもの。ラベル、キャップの取り外しの周知徹底強化も図る。）

PET

4 本格実施について

(2) 排出方法 考慮した前提条件→①②③④

- 製品プラ及びプラ製容器包装 : 同一の袋に入れ、ごみ・資源集積場所へ
 - ・市民の利便性及び資源化の拡大を図るため、同一の袋に入れてごみ・資源集積場所で回収する。
- ペットボトル : 「製品プラ+プラ製容器包装」と排出曜日を分け、ごみ・資源集積場所へ
 - ・「プラ製容器包装」に加えて新たに「製品プラ」を収集する(約1,365 t/年(見込))ことに伴い、ごみ・資源集積場所がキャパオーバーとならないよう平準化を図る。
 - ・別曜日に収集し、「製品プラ+プラ製容器包装」と「ペットボトル」の混在を避けることで、中間処理施設での選別作業の効率化と資源物の品質向上が図られ、安定的、持続的に容リ協への資源物の引渡しが可能となる。

現状、本市は「プラ製容器包装」と「ペットボトル」を同一回収しているため、容リ協による資源物の品質調査において、最低ランクとなっており、この状況が続くと、資源物を引渡すことができなくなる。

→全国的に「プラ製容器包装」と「ペットボトル」を同一回収している自治体は少ない。(R6容リ協申込実績:3.5%)

→資源物の品質悪化等により、京都市と堺市は令和6年度の容リ協への引渡しを断られている。

(3) 再商品化ルート 考慮した前提条件→②④

- 製品プラ及びプラ製容器包装 : 既存ルートである「容リ協ルート」
 - ・「プラ製容器包装」と「製品プラスチック」を一緒にベール化することが可能(モデル事業で実施済み)であること、ベール化した後に引き渡すリサイクラーが市内に存在しないこと及び資源化事業の継続性と安定性の確保から、既存ルートである「容リ協ルート」とする。
- ペットボトル : 変更なし(容リ協ルート)

4 本格実施について

(4) 事業に係る経費 (年間)

(千円)

区分	支出 (A)				収入 (B)			実質経費 (A-B)
	収集運搬	中間処理	再商品化	計	ペットボトル 拠出金	特別交付税	計	
法対応無	886,027	610,832	4,730	1,501,589	109,616	0	109,616	1,391,973
実施案	1,332,620	648,752	94,514	2,075,886	139,616	108,401	248,017	1,827,869
増額分	446,593	37,920	89,784	574,297	30,000	108,401	138,401	435,896

- ・実質経費は、R8年度以降の人員費等の変動要素を考慮して算出した1年あたりの金額。
- ・ペットボトル拠出金とは、容リ協から市に対し、売払金の一部が拠出されるもの。今後、「BtoB」等の検討により、歳入確保に努める。

【参考】

区分	実質経費	実施案との比較	課題 (前提条件未達成要因)
ペットボトル (隔週)	1,695,592	▲132,277	市民サービスの低下 分別状況の悪化※1
プラ・ペットボトル 同一曜日 (別回収)	1,888,718	60,849	事業費 (費用負担) の増額 ごみ・資源集積場所のキャパオーバー 分別状況の悪化※2
プラ・ペットボトル 同一曜日 (同一回収)	1,654,597	▲173,272	ごみ・資源集積場所のキャパオーバー 分別状況の悪化※2

※1 隔週とした場合、家庭での保管が増加するため、ペットボトルがプラスチックの日に混入してしまう。

※2 同一曜日の場合、プラスチックとペットボトルをそれぞれ別の袋で排出されず、同一の袋に混入してしまう。

4 本格実施について

(5) 事業開始 考慮した前提条件→①

※市民周知は別資料のとおり

開始時期については、次の点を考慮し、可能な限り早期に実施する。

- ①「温室効果ガス排出量」の削減目標に向け、早期に実施する必要がある
 - ・脱炭素社会の実現に向けた**市民一人一人の意識改革及び行動変容の促進**
 - ・**市の率先行動として「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減」に貢献**
- ②政令市としてより先行した取組みが求められる

政令市取組状況：**20市中8市で実施**（他に実施予定4市、モデル事業実施済2市）
 県内取組状況：**33市中3市で実施**（他に実施予定2市、モデル事業実施済1市）
- ③資源物の品質を向上させる必要がある

資源物の品質調査で、最低ランクが続くと、**資源物の引渡しができなくなる**。

中間処理施設の機械増設や設備整備及び市民周知等の期間を確保し、**令和8年10月から市内全域で開始する**。

	R 6			R 7				R 8		
	1 - 3	4 - 6	7 - 9	10 - 12	1 - 3	4 - 6	7 - 9	10 - 12		
庁内調整	庁議 意思決定	単年度 要因調査		報道発表	予算 本要求					
議会対応						予算審議				
事業者		設備 整備	→							

令和8年
10月
本格実施

5 その他（周知方法等）

内容	R 7				R 8			
	4 - 6	7 - 9	10 - 12	1 - 3	4 - 6	7 - 9	★ 本格実施	10 - 12
広報さがみはら			10/1号		4/1号	9/1号		
市ホームページ			→					
チラシ・パンフレット					パンフ全戸配布・チラシ随時配布 →			
SNSなど (X・アプリ)					4半期・必要の都度 →			
住民説明会 出前講座 (※3区説明会)					自治会連合会単位・個別対応(講座) →			
イベント					市民 まつり	環境 まつり		4 R フェア
集積場所啓発						チラシ 配布	看板 貼替	

報道発表

事案調書(決定会議)

審議日 令和7年2月7日

案件名	津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について						
所管	緑	局区	部	区政策、津久井まちづくりセンター	課	担当者	内線

事案概要

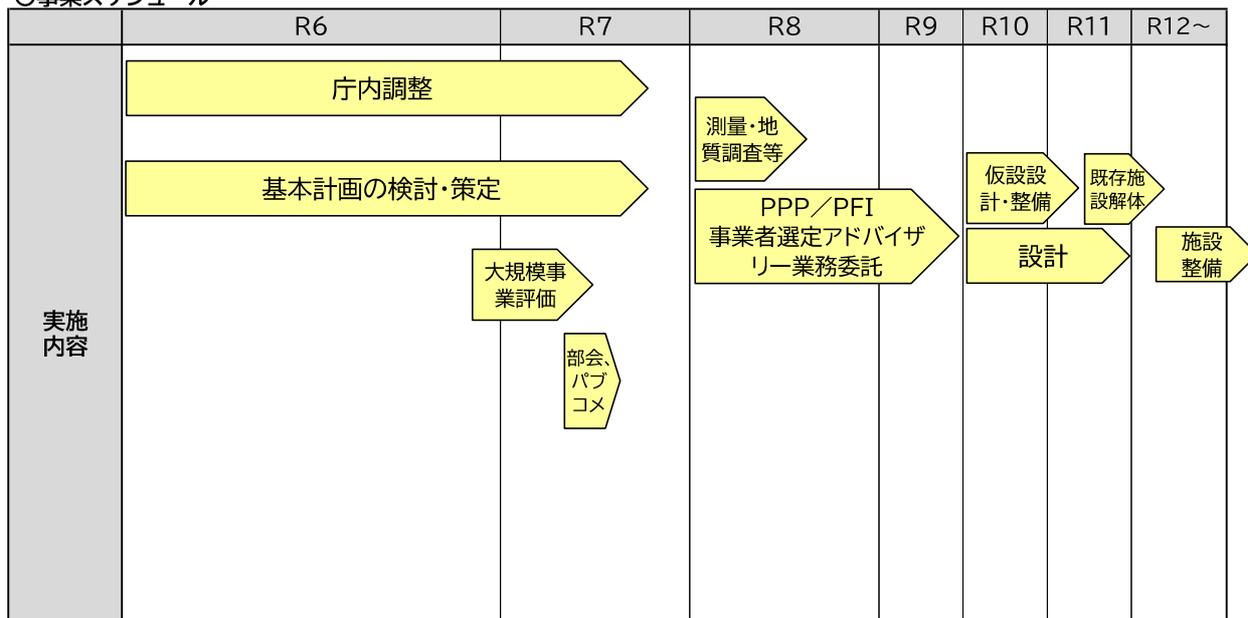
公共施設マネジメント推進プラン等に基づく先導的な取組として、老朽化する津久井総合事務所周辺の公共施設の再整備を行うに当たって、基本方針、基本構想に定める考え方や民間活力導入可能性調査の結果等を踏まえ、再整備後の施設の整備パターン、事業手法、事業スケジュール等について諮るもの

審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな複合施設の整備パターンを一棟建てとし、事業手法に民間活力を導入することについて ・民間活力導入を前提とした事業スケジュールの見直しについて
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	津久井総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現に寄与する。					
	効果測定指標					施策番号	46
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(総務費)		18,374	2,873	42,379	13,884	395,793	760,268	1,262,511
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債							640,000	897,000
その他								
一般財源		18,374	2,873	42,379	13,884	395,793	120,268	365,511
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		18,374	2,873	42,379	13,884	395,793	120,268	365,511
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	長寿命化事業費							
税源涵養(事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	1	0	1	1	1	1	1
局内で捻出する人工※	B							
必要人工	C=A-B	1	0	1	1	1	1	1
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○								
10	11	12	13	14	15	16	17		
	○		○					○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和7年10月	議会への情報提供	部会 令和7年9月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
担当者ワーキング	諸室イメージ、整備パターン、導入機能の配置検討、配置イメージ案等(R5年度 6回、R6年度 2回)
庁内連絡調整会議	諸室イメージ、整備パターン、導入機能の配置検討等(令和5年度 2回、令和6年度 3回)
外部検討会議	有識者、地域団体等から選出された委員による検討等(令和6年度 4回)

備考	庁内連絡調整会議構成課(政策課、経営監理課、DX推進課、人事・給与課、財政課、公共建築課、危機管理課、区政推進課、健康福祉総務室、地域包括ケア推進課、津久井高齢・障害者相談課、医療政策課、こども・若者政策課、地域経済政策課、都市建設総務室、生涯学習課、農業委員会事務局)
----	---

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(1/22)

【事業スケジュールについて】

○(政策課長)基本計画の策定が伸びたことで半年程度スケジュールがずれたことは理解するが、更に3年スケジュールが伸びた理由は何か。

→(緑区役所区政策課担当課長)基本構想では、基本方針策定時に設定した設計から供用開始まで5年間というスケジュールを採用していたが、基本構想策定後に改めて民間事業者等に確認した結果、無理のあるスケジュールだと判明したため、見直しを行った。

○(財政課長)スケジュールが伸びた理由については、誰もが納得できるような説明をしていただきたい。

【事業手法について】

○(総務法制課長)PFI手法とDBO手法の明確な違いは責任の所在にあると考える。今回PFI手法を選ぶ理由は、最後まで責任を持って事業者に参加してもらうためなど、そういった説明がよいのではないか。

○(財政課長)PFI手法を選択する理由についてだが、昨今の状況では、PFI手法とDBO手法を比較した場合、今回のようなVFMが出てくることが多い。そういった状況下でPFI手法を選ぼうとしている本事案は、先行事例となり、今後の指標となるため、しっかり理由を整理していただきたい。

○(経営監理課長)PFI手法を選択する理由を追加で示す場合、どのようなものが考えられるのか。
→(アセットマネジメント推進課長)一般的な比較項目は網羅できていると思われるが、他市事例も調べるなど、引き続き検討していく。今後はやり方を工夫しつつ、○×表でわかりやすく整理するなど、表現を検討したい。

○(経営監理課長)PFI手法に関する最近の動向は把握しているか。

→(アセットマネジメント推進課長)金利が上がっているためVFMが出にくくなる傾向にある。また、働き方改革等で、民間も厳しい状況にあると聞いている。

<<原案のとおり上部会議に付議する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>>

津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業 について

令和7年2月7日（金）

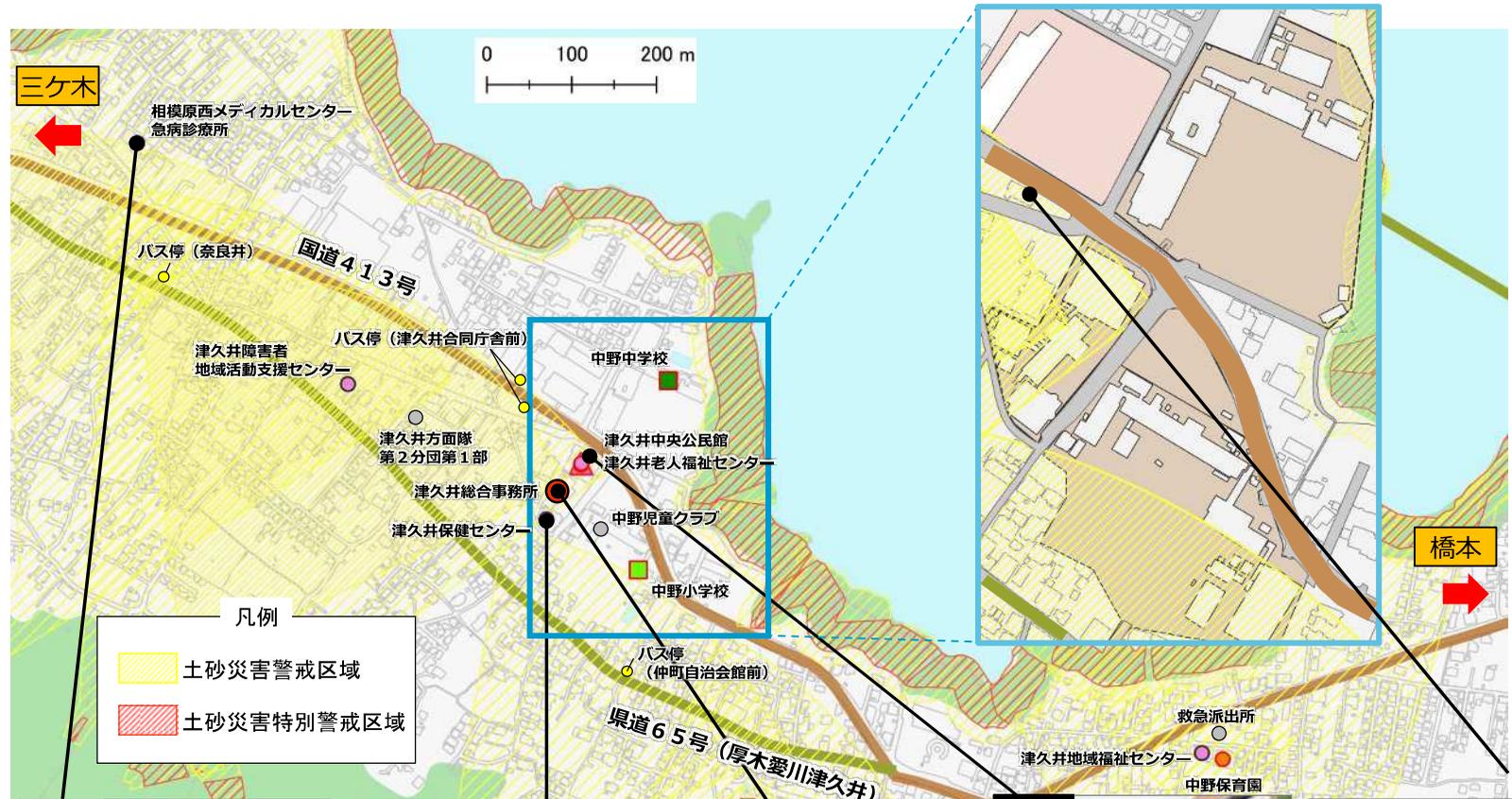
決定会議資料

本事業の目的、経過

津久井総合事務所は令和6年で築60年となるなど、老朽化による建替えの検討時期を迎えており、総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。

年度	内容
H28	・公共施設マネジメント推進プラン【第2期(R2～11年度)】 →再編・再配置を検討することを位置付け
R3	・公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム【リーディングプロジェクト】 →市民対話ワークショップ(有識者、地域団体、高校生、公募市民)
R4	・「基本方針」策定 →基本理念、5つの方針(視点)、想定スケジュール ・基本構想の検討 ※庁内・市民検討会(構成員:有識者、地域団体、高校生、公募市民)での検討
R5	・「基本構想」策定 →対象施設、導入機能、施設規模、整備候補地、整備パターン
R5～6	・基本計画の検討 ※庁内・外部検討会議(構成員:有識者、地域団体、公募市民)での検討 →整備パターン(絞り込み)、民間活力導入可能性調査、事業手法、概算事業費、管理運営、想定スケジュール

検討対象施設の配置状況・建物の状況



機能	施設
行政機能	津久井総合事務所
	津久井保健センター
	津久井地域包括支援センター
市民活動機能	相模原西メディカルセンター 急病診療所
	津久井中央公民館
	津久井老人福祉センター



相模原西メディカルセンター 急病診療所
建築年度：S55
延床面積：544㎡



津久井保健センター
建築年度：S62
延床面積：941㎡



津久井総合事務所
建築年度：S39-H18
延床面積：2,434㎡



津久井中央公民館・津久井老人福祉センター
建築年度：S55
延床面積：2,557㎡



津久井地域包括支援センター
延床面積：136㎡
※民間建物を賃借

【再編後の施設規模】
基本構想では現状の延床面積の合計 6,612㎡に対して、約5,300㎡を想定
※複合化による延床面積の削減で更新費用の20%削減を目標

※築年数は令和6年4月1日時点

1-1 整備パターン これまでの検討状況

3案の整備パターンの庁内的な評価の実施

基本構想では基本方針や市民検討会での検討結果を踏まえ、整備パターンを次の3案にまとめました。

項目	整備パターン1	整備パターン2	整備パターン3
建て方	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で庁舎と市民活動施設を一つにまとめて建て替える 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場敷地に庁舎を建て替える ・現地で公民館を市民活動施設として建て替える 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で庁舎とホール、図書室をまとめて建て替える ・保健センターを改修し、市民活動施設として利用する 
案の狙い	複合化による効果を最大限発揮	庁舎を土砂災害警戒区域から外す	比較的新しい保健センターの建物を有効利用

- ・パターン1は基本方針との整合性や管理運営コストの面で優れる
- ・パターン2は防災や工事の面で優れる。
- ・パターン3は建設コストの面で優れる。ただし、将来的な建替コストや改修による制約が見込まれる

⇒パターン1又はパターン2の2案で民間サウンディングや施工に関する詳細な検討を行った上で、最終的な整備パターンを決定する

○基本方針との整合・導入機能の確保	防災の観点ではパターン2が評価できるが、交流や機能性など複数の観点から総合的にはパターン1が最も優れている
○工事に関すること	仮設庁舎が不要となる可能性がある観点でパターン2が最も優れているが、現行の駐車場代替地の確保や隣接する小学校への影響などの観点で不透明な要素もある
○コストに関すること	建設コストの面ではパターン3、仮設庁舎・移転コストの面ではパターン2、管理運営コストの面ではパターン1が優れており、詳細なコストの試算が必要

1-2 土砂災害警戒区域内の整備に係る対策検討について

土砂災害警戒区域(土石流)



凡例

土砂災害
警戒区域
(土石流)
(イエローゾーン)

土砂災害
特別警戒区域
(急傾斜)
(レッドゾーン)

【法的整理】

土砂災害警戒区域内における建築では、土砂災害への対策は法的に必須とされていない

【検討会議】

新たな複合施設を土砂災害警戒区域内に建てることについて、災害リスクに懸念の声

【本事業の基本方針における災害時の位置づけ】

基本方針2 暮らしの安全・安心を支える場所

- ・現地における災害対策の拠点としての業務継続性を確保
- ・災害時における必要物資の貯蓄や受入れができる安全で災害に強い施設を目指す

津久井総合事務所事業地における被害の想定 (神奈川県から資料を入手)

●100年に1回の大雨想定雨量(345mm/24時間)とした場合の計算で事業地の計算結果は次のとおり

【土石流想定高さ】20cm程度

【土石流による力】0.6~0.9kN/m²

想定される災害時機能	施設
現地対策班	津久井総合事務所
風水害時避難場所	津久井中央公民館・津久井老人福祉センター
救護所	相模原西メディカルセンター



土砂災害への対策は法的に必須とされていないが、災害時機能等を考慮し、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内での建築行為を参考に、土石流への対策を実施する

1-3 整備パターン コスト比較

金額は現時点の試算であり、今後の検討の中で変わる可能性があります

整備パターン

比較項目		整備パターン1(1棟)	整備パターン2(2棟)	備考
イニシャルコスト	概算事業費			
	工事(設計、解体、整備)	約56.4億円	約57.4億円	R6長寿命化事業費調査に基づく市概算単価、物価上昇見込、ZEB化整備費12%増含む
	外構整備、土砂対策、アスベスト・杭撤去	約6.1億円	約6.6億円	
	仮設庁舎	約3.2億円	— (不要)	約1,000千円/坪、規模1,000㎡ 水道引き込み外構整備0.2億
	代替駐車場	約0.2億円	約0.2億円	5千円/台、現状規模確保想定
	初度調弁	約1.4億円	約1.4億円	庁内事例を参考に試算
小計	約67.3億円	約65.6億円		
財源	市債	約44.9億円	約45.8億円	
	一般財源	約22.4億円	約19.8億円	
ランニングコスト	維持管理運営コスト合計	約216億円(約2.7億円/年)	約224億円(約2.8億円)	80年、複合化・ZEB化による削減分含む
	長寿命化・中規模改修費	約52.2億円	約53.2億円	
	複合施設解体費	約2.7億円	約2.7億円	80年後
	小計	約271億円	約280億円	
合計		約338.3億円	約345.6億円	

※維持管理運営コストは公共施設カルテの実績額を基に算定(物価上昇は見込んでいない)

1-4 整備パターンの絞り込み

【内部検討】

<定量的な評価>

- ・総合的な財政負担となる80年のトータルコストの比較では、整備パターン1(1棟建て)の方が**7億円程度**有利となる

<定性的な評価>

- ・1棟建ては2棟建てよりも、施設の共用部等を最小限にできることや施設の管理のしやすさの観点から優れている
- ・相模原市公共施設マネジメント推進プランにおける集約化・複合化による考え方、基本方針との整合が図られる

【民間サウンディングを踏まえた民間事業者等からの意見】

- ・整備パターン1(1棟)が市民の利便性・屋外広場や駐車場の確保・施工のしやすさの観点を踏まえ、整備パターンとして望ましいとの意見が最も多い
- ・1棟に集約化することで余剰地を確保しやすく、それにより屋外広場や駐車場用地の確保がしやすい



【整備パターン】

- ・コストや機能比較、民間サウンディング意見を踏まえ **整備パターン1**を整備方法とする。
土砂災害警戒区域内における整備に当たって、土石流等の災害対策を実施する

2-1 従来手法と民間活力活用手法の比較

R6.12.26付「PPP／PFI手法における事業手法検討の考え方について(通知)」(アセットマネジメント推進課発)を踏まえ、比較

VFMは現時点の試算であり、今後の検討の中で変わる可能性があります

区分	従来手法	PFI手法	DBO／DB+O手法
財政負担 VFM	10,185,000千円	9,942,000千円 約2.4%(約-2.4億)	9,707,000千円 / 9,698,000千円 約4.7%(約-4.7億) / 約4.8%(約-4.8億)
※VFM算定条件：事業期間15年間。コスト縮減率：整備費10%、維持管理費5%			
参画 しやすさ	分離発注により <u>地元企業も参画しやすい</u>	設計から管理運営まで <u>SPC(特別目的会社)組成が必要</u> 、出資が必要	設計から管理運営まで(DB+Oは設計・建設) <u>企業体の組成が必要</u>
事業 安定性	・金融機関のモニタリング機能は働かない ・企業が倒産や撤退する可能性がある	・ <u>金融機関のモニタリング機能が働く</u> ・ <u>SPCの設立により倒産や撤退リスクが低い</u>	・金融機関のモニタリング機能は働かない・ 企業体の構成員が倒産や撤退する可能性がある
支出 平準化	市債の活用により財政負担を平準化	<u>市債の活用に加え、市債対象外経費についても民間資金の活用により財政負担を平準化</u>	市債の活用により財政負担を平準化
法的根拠	法令に則って手続き	法令(PFI法)に則って手続き	<u>一体契約に基づく法的根拠がなく、既存の法令に則って手続きを行う</u>
サービスの向上	分離・仕様発注により <u>民間ノウハウの活用は限られる</u>	・性能発注による <u>民間ノウハウの活用が期待される</u> ・契約が長期間固定されるため、 <u>事業環境の変化に対応し難い</u>	・性能発注による <u>民間ノウハウの活用が期待される</u> ・契約が長期間固定されるため、 <u>事業環境の変化に対応し難い</u>
事務負担 準備期間	・ <u>市費支弁に係る請負工事のため、設計や工事に監督員の配置が必要</u> ・分離発注の都度、発注準備が必要	・ <u>市費支弁に係る請負工事ではないため、設計や工事に監督員の配置は不要</u> であるが、 <u>要求水準を満たしているかの確認が必要</u> ・募集時点で、運営を見据えた要求水準の作成が必要	・ <u>市費支弁に係る請負工事のため、設計や工事に監督員の配置が必要</u> 。加えて <u>要求水準を満たしているかの確認も必要</u> ・募集時点で、運営を見据えた要求水準の作成が必要
参入意欲	—	5社 (複数回答)	9社 / 6社 (複数回答)

- ・財政負担の軽減や民間事業者の参加意向等を総合的に判断し、複合施設の整備から維持管理まで、民間ノウハウを活用し、効率化とサービスの向上を図るよう、**事業手法として民間活力を導入する**ことを基本に、検討を進める。
- ・事業を進めるに当たっては、SPCの組成や金融機関のモニタリングの観点から事業の安定性が図られ、事務負担の軽減が期待できるPFI手法を基本とし、今後の事業者選定に向けたアドバイザリー業務において更なる検証を行う。

(参考)民間事業者の意向

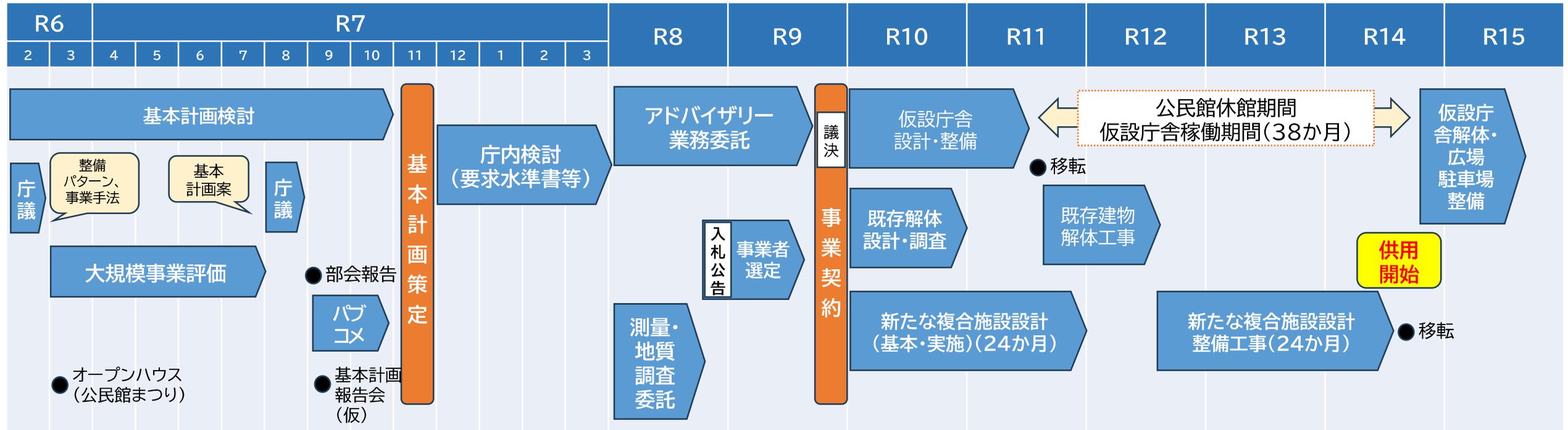
※サウンディング型市場調査(令和6年6月)対話参加者:11社(建設業者、施設維持管理業者、その他)

■対話概要

対話内容	意向	備考
整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・DBO: 9社 ・DB+O(DB+指定管理): 6社 ・PFI(BTO手法): 5社 	
維持管理運営期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年: 2社 ・10年: 3社 ・15年: 9社 ・20年: 3社 	継続的・安定的な事業運営の観点から15年程度が妥当との意見が多かった ※利用者ニーズにより利用方法変更可能な点でDB+指定管理者制度が良いのではとの意見もあり、その場合は5年以上
参加意向	<ul style="list-style-type: none"> ・参加したい: 2社 ・条件次第で参加したい: 9社 	物価高騰への対応要望、働き方改革に係る法改正等による工期遅延への懸念意見あり
付加価値機能に係る意見	賑わい創出やカフェ等の事業は常設での自主事業では採算性が確保困難	

3-1 事業スケジュール

※民間活力活用手法



●基本計画について年度内の策定が困難となり、来年度、令和7年11月までかかる見込み
 【要因】
 ・基本計画策定検討会議での外部委員の意見を受けて、土砂災害警戒区域指定のある事業用地に係る土砂災害の想定や影響等を指定元の神奈川県へ調査することや、事業用地内の道路付け替えによる敷地の一体的利用を検証する必要が生じた
 ●令和6年度のサウンディング型市場調査で聴取した施工業者の働き方改革(4週8休確保)による影響や仮設庁舎整備を始め各工程に必要な期間を改めて見直し
 ⇒結果、基本方針や基本構想で目標としていた供用開始時期 令和11年度を令和14年度へ見直す
 ※各工程において可能な限り工期短縮を検討していく

3-2 事業費想定

【今後の事業費想定】

令和7年度

・基本計画策定 2,873千円

令和8年度 業者見積による想定

・測量委託 7,588千円 ・地質調査 6,743千円
・アドバイザー業務委託等(1年目) 28,048千円

令和9年度

・アドバイザー業務委託等(2年目) 13,884千円

以降、契約締結

設計・仮設庁舎整備(※)・既存施設解体・整備開始

※近隣の未利用資産見込みの市有財産等の活用を検討(必要に応じて改修)

1 プラスチック一括回収への対応について

【環境経済局 資源循環推進課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 製造販売者の責務として自主回収と再製品化があるが、できるだけ本市が回収する負担の軽減も含め、自主回収を促進する取組について伺う。2点目として、市が再商品化する際の歳入は無いのか伺う。3点目として、収集日の考え方について、ペットボトルと通常のプラスチックを別の日に回収することになると、ほぼ毎日集積場にゴミがある状況となる。例えば資源回収の日にペットボトルの回収を行うなど、収集日を少なくする考えがあるか伺う。
 - (資源循環推進課長) 製造販売者の自主回収について、一義的には国が働きかけを行うことになっているが、市が事業者 접촉する際にも積極的に働きかけていきたい。2点目について、再商品化に係るプラスチックの量に対し、特別交付税の対象となっている。3点目について、回収する種類によって車両が異なることから、車両が不足するため検討の結果、収集日を分ける案とした。
 - (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 現状では容器包装プラごみの中に430トンのペットボトルが混入していると推計している。仮に、これをしっかりと分別し再資源化することで3,000万円程度の歳入確保につながると考えている。また、一例であるが、2031年にはEUで販売する自動車では樹脂部品の25パーセントを再生プラスチックとする規制が始まる予定であり、国内自動車産業全体で30万トンの再生プラスチックが必要となる想定に対し、現時点では総量で4万トンに留まっている。こうした状況の中、本市では現在容器包装以外のプラスチックを焼却してしまっており、今後の再生プラスチック市場活性化を見据えた取り組みが必要になるという背景を補足させていただく。
- (財政局長) 中間処理事業者は市内に何社あるのか。中間処理の施設整備について市はどのように拠出するのか。
 - (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 2社である。事業者が整備し、委託費に上乗せして算定される想定である。
- (市長公室長) 市内2社の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る施設設置許可の期限を考慮した時、収益との兼ね合いで事業の縮小や撤退となった際の想定はあるか。
 - (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 事業者との日頃のコミュニケーションの中では、そうした話は聞こえてこないが、もしもの際には近隣の事業者に新たに許可を出すこと等で対応したい。
- (市長公室長) 今後、経営状況だけでなく、マンパワーの問題で事業の縮小や撤退といった想定も必要と考える。
 - (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 確かに、収集運搬の担い手が見つかりにくいという課題は聞こえてくるが、一方で、それを理由とした事業縮小や撤退の話も聞こえてはこない。都内の動向も参考に、市民サービスの低下に繋がらない範囲で外国人労働力の活用なども想定し、担い手の確保についても事業者と取り組んでまいりたい。
- (財政局長) 事業自体の必要性とは別に、収集日のパターンごとの事業費の想定や、中間処理事業者の体制により想定される手法など、先を見据えた事業主体の構築をしていただきたい旨、意見とする。
- (総合政策・地方創生担当部長) 事業手法にもよるが、いずれにしても事業費を要する中で、ごみの有料化についても整理する必要があるのではないかと。
 - (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 前提として、家庭ごみに関しては受益者負担の考え方は法律上も想定していない。ごみ処理は自治体の当然の事務である。ごみの有料化の実施可否の判断基準は、ごみの削減に繋げるかという点のみであることから、今回の事業に経費がかかるからという点で、ごみの有料化を議論するという事は法的にもふさわしくない点をご理解をいただきたい。その上で、ごみの有料化を実施している

他の自治体の状況を検証すると、間違いなくごみの減量に繋がっていると承知している。こうした点を踏まえ、実施可否も含めて審議会でも議論させていただいている。ごみの有料化は改めて、議論させていただきたいと考えている。

なお、現状として、本市のごみは年々減っているというデータがある。また、過去の市議会での質問に対しても、ごみが減らない状況への対応策としてごみの有料化の検討を答弁してきた経過がある。ごみの有料化についてはこうした点の整理も必要と考えている。

- （市長公室長）ごみが減っている理由は何か。
 - （ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）様々な分析があるが、分別意識の高まりや、高齢化の影響もあると考えている。これは全国的な傾向と捉えている。今回のプラスチック一括回収への対応によってもさらなるごみの減量につながるが、最終処分場の延命化などに向けてはより一層の減量化が必要だと認識はしている。
- （総合政策・地方創生担当部長）有料化の可否についての議論の結果、有料化をしないと決定できた際には、その決定をPRしていくことも有効と考える旨、意見とする。
- （市長公室長）意思決定はいつまでに実施する必要があるのか。
- （資源循環推進課長）事業者の施設整備スケジュールを考えると、令和7年4月くらいには決定したいと考えている。
- （市長公室長）意思決定に際しては、ごみの有料化の議論の進捗と、社会的な要因等から減量が進んでいる状況や担い手が減っている中での長期的な事業実施の課題等を、併せて説明していく必要があるのではないか。
 - （ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）有料化に関しては、審議会での議論が令和7年4月から5月あたりに取りまとめる予定であるが、途中経過を説明させていただく。廃掃関係の取組は全体的に繋がっているので、全体像で説明したいと考えている。
- （総務局長）戸別収集の議論もセットで考えているか。
 - （ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）審議会でも有料化と戸別収集は分けて議論している。審議会の意見を取りまとめた後、市として実施の可否や時期等を決定していくものと考えている。
- （市長公室長）プラスチック一括回収単独で考えると良い取組だと理解するが、有料化や戸別収集を含め、廃掃行政の全体像について今まで議論をした経過がないのではないかと。
 - （ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）一般廃棄物処理基本計画として全体像は示していると考えている。
- （市長公室長）計画で示していることは承知しているが、意思決定には事業レベルでの議論の必要性も感じている。全体像をロードマップで示す必要性を想定している。
 - （ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）承知した。
- （市長公室長）今回の事案であるプラスチックの一括回収については了とした場合、その他の清掃行政に関わる課題をどう整理していくかが課題と考えている。
- （財政局長）事業スキーム等については別途調整させていただく。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する

2 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について

【緑区役所区政策課、津久井まちづくりセンター】

(1) 主な意見等

- (総務局長) スケジュールが3年程度遅れるとのことだが、変更前のスケジュールは。
 - (緑区役所区政策課長) 基本計画を令和6年度中に策定し、令和7年度から令和11年度の5年間で設計・工事を行う予定だったが、基本計画の策定が半年程遅れている。
 - (総務局長) スケジュールの変更後でも工期の長さは変わらないのか。
 - (緑区役所区政策課長) 変更前のスケジュールは従来手法での事業実施を想定していた。民間活力導入検討に伴い、工期の部分は変わらない想定だが、アドバイザー業務委託等を行うことになったため、スケジュールが延びる。
 - (総務局長) 基本計画の策定に係る半年程度の遅延と、民間活力導入検討に伴う諸手続きにより、3年程度スケジュールが遅れるということか。
 - (緑区役所区政策課長) 慢性的な人員不足や資材調達の遅れ等の他の要因もあるが、そのとおりである。
- (総務局長) スケジュールの変更についてはどのように地域に説明していく予定か。
 - (緑区役所区政策課長) 今月中に外部検討委員会があるため、現段階での基本計画案を共有するとともにスケジュールの変更について説明する。再編対象となる施設には公民館等も入っているので、一般の方が集まるイベントでも説明をしたい。
- (総務局長) 当該施設は土砂災害警戒区域に入っているため、可能な限り対策等について検討していただきたい。
- (財政局長) 相模湖や藤野の総合事務所はこういう形で整理するから、その結果、津久井総合事務所にはこういう機能を持たせる必要があるといったような、津久井地域全体を見ながらの機能の整理や議論はしてきたのか。
 - (緑区役所区政策課長) 津久井地域全体を見据えた機能の整理や議論はしていない。相模湖と藤野の総合事務所の在り方は別途検討を行っている。
 - (財政局長) もっと広い範囲や広い視点での議論をしないと、行政機能の位置づけが整理できず、津久井総合事務所の機能の検討もできないのではないか。
 - (緑区役所区政策課長) それぞれの総合事務所はまちづくりの重要な拠点として位置付けられているため、一足飛びで統合という方向に舵を切ることにはできない。
 - (財政局長) 今後、人口が激増するような地域や時代ではないので、津久井地域の3つの総合事務所の在り方検討は、それぞれを単体で行うのではなく、一括して考える必要があるのではないか。
- (財政局長) 説明資料6ページに掲載のある概算コストの積算方法については、資料上どこを見ればよいのか。積上げの根拠がないと議論にならない。
 - (緑区役所区政策課担当課長) 参考資料の2ページに想定される機能の一覧があり、これらを積み上げた現状の想定面積に、長寿命化施設整備に係る単価を掛け合わせた後、物価高騰の影響等を踏まえて金額を算出した。
 - (財政局長) 機能はどの段階で決定したのか。
 - (政策課長) 今回の審議事項は基本構想にある3パターンのうち1棟建てのパターンを選ぶということと、スケジュールの遅延についてである。詳細な施設の規模感や機能については、今後、基本計画の策定時に審議するものであり、今回はあくまでも参考として想定される規模感を示しているという認識である。
 - (財政局長) 審議事項ではないのであれば、参考資料から削除して欲しい。
- (総務法制課長) 施設の位置付けや、市民活動施設との住み分けをしっかりと検討したうえで基本計画の策定を進めていただきたい。
- (市長公室長) 人手不足が理由でスケジュールが遅延するというのはどういうことか。
 - (緑区役所区政策課長) 今年度実施した事業者からのヒアリングにより、当初よりも時間を要することが分かった。本来なら、基本構想の策定時にスケジュールの見直しをしておく必要があった。

- (市長公室長) 事業者は慢性的な人手不足にある。他の案件はスケジュールどおり進められているのに、本件のスケジュールだけが後ろにずれるのは整合が取れない。
- (緑区役所区政策課担当課長) 津久井総合事務所は一部イエローゾーンがかかっているため、万が一に備え、レッドゾーンと同等の対策を実施するための調整や、総合事務所前の市道の付け替えに関する協議に時間を要した。
- (財政局長) 令和6年度予算を令和7年度に繰り越すことについてはそれで説明がつくが、そのあとの3年間のスケジュール遅延の理由にはならない。人手不足は全市的にも共通する状況であるのだから、本件だけが遅れる理由にはならない。
- (総務局長) 基本計画の策定が半年程度遅れたのは県との調整によるもので、今後の3年間の遅れは、当初は予定していなかった民間活力導入検討を行うことになり、必要な行程が増えたため、結果としてスケジュールが延びるという話ではないのか。
- (緑区役所区政策課長) 最近では、従来手法でも民間活力導入手法でも、時間的な差は出にくくなっていると聞いている。そういった時流の変化を見込んで見直しをしなければならなかったが、見込みが甘く、考慮できていなかった。
- (政策課長) 調整会議の議論では、財政課長から皆が納得できる説明をしてほしいという宿題が出ていた。今の説明だと理解が得られない。
- (市長公室長) スケジュール遅延の話は承認できない。もう一度内容を整理したうえで再度決定会議に付議していただきたい。
 - (緑区役所区政策課長) 承知した。各課にはご助言をお願いしたい。
- (総務局長) 適切な助言のためにも、原因や課題をきちんと整理した方がよい。
 - (緑区役所区政策課長) 本来であれば、基本計画策定業務委託の予算を計上するタイミングでスケジュールの見直しを行うべきだったが、本件については、当初の想定スケジュールどおりに事業を実施するために、当初予算ではなく補正予算を計上し、スケジュールの見直しは行わない整理としたものである。
- (市長公室長) アドバイザリー業務委託は必ず実施しなければならないのか。
 - (緑区役所区政策課長) 民間活力導入検討の際には実施が必要である。
 - (市長公室長) 事業者側のメリットが少ない場合、当然ながら参入事業者は出てきにくい。説明資料9ページの常設のカフェ等は採算性の確保が困難というコメントを考慮すると、アドバイザリー業務委託を行ったものの、参入事業者がいらないという結果になるのではないかと。事前のサウンディング調査の段階ですでにそういったコメントが出ていたのであれば、従来手法による事業実施の可能性についても改めて整理いただきたい。
 - (緑区役所区政策課長) 説明資料8ページで示しているとおおり、PFI手法やDBO手法の場合でも複数の事業者から参入意欲ありという回答が出ているため、現段階では、民間活力導入に向けた検討をしていきたい。
- (市長公室長) 事業者側から見たこの事業のメリットはどこになるのか。
 - (緑区役所区政策課長) 施設整備だけでなく、その後の管理運営や賃借料の部分にメリットがあると考え事業者もいるのではないかと。
 - (市長公室長) 施設の維持管理だけで採算が取れるのか。
 - (財政部長) そもそも契約金額を上げるなど、施設の維持管理で採算を取るような手法を取られるのは好ましくない。カフェなどの採算性の高い施設の常設が難しいとなると、市の庁舎の再整備に民間活力導入を検討する必要があるのか疑問である。
 - (アセットマネジメント推進課長) 確かに大きなメリットは出にくいですが、設計から工事までを一体で取り組む場合は事業の効率化を図ることができると考えられる。総事業費が10億円以上となる見込みの事業については、市のPPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づいて民間活力導入検討を行っていただいているが、明確な理由があれば従来手法を選択することも可能である。なお、アドバイザリー業務委託は引き続き民間活力導入検討を行う場合は必須だが、従来手法を選択する場合は省略できる。ただし本事業においては、アドバイザリー業務委託の有無によりスケジュールに大きな差は出ないと考えている。
- (市長公室長) アドバイザリー業務委託を実施しても、結果として参入事業者が出てこな

いのではないかと危惧している。施設の元々の性質上、施設管理だけで採算性を取るの
難しい。改めて民間活力導入手法と従来手法の比較をしていただきたい。

(2) 結 果

○継続審議とする。

以 上